

江別市人工透析患者通院交通費助成事業について

江別市福祉タクシー利用券（人工透析用）（以下「透析用タクシー利用券」といいます。）は、江別市人工透析患者通院交通費助成規則に基づき、人工透析のための通院に係る経済的負担の軽減を目的として交付しているものです。

1 助成対象者

じん臓機能障がいにより身体障害者手帳の交付を受け、人工透析のために医療機関への通院が必要な方

上記の方で、在宅で江別市内に居住されている方。ただし、福祉タクシー利用券やガソリン助成券の助成を受けている方、入所・入院されている方は除きます。

2 助成額

1枚当たり500円の透析用タクシー利用券を、週3回以上通院される方で年間最大120枚（60,000円分）、週2回以下の方で年間最大80枚（40,000円分）を上限として交付します（申請した月に応じて、交付枚数が異なります）。

3 利用条件

透析用タクシー利用券の使用は、人工透析のために医療機関に通院する場合に限ります。

4 有効期間

交付を受けた年度末までです。



利用できるタクシー

札幌ハイヤー事業協同組合加盟各社のタクシー及び江別市近郊各社の介護タクシーでご利用いただけます。

透析用タクシー利用券の利用方法



運賃お支払いの際、障害者手帳と一緒にご利用分の透析用タクシー利用券を乗務員に提示してください。

※1回の乗車につき、何枚でも使用できますが、おつりは出ませんので、差額をご自身でお支払いください。

その他の割引制度

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、本制度とは別に、タクシー乗車時に手帳を提示することにより、利用料金が割引（1割引）となりますので、乗車時にご確認ください。

※【裏面】に注意事項等がございます。➡

注意事項

- 福祉タクシー利用券や自動車等燃料費助成券（ガソリン助成券）の交付を受けている方は、透析用タクシー利用券の交付は受けられません。
- 透析用タクシー利用券交付後に、助成対象者が死亡、転出、施設に入所した場合や手帳の等級が変更となった場合など、助成要件に該当しなくなった場合は、透析用タクシー利用券をすみやかに返却してください。
- 透析用タクシー利用券を紛失、破損した場合、再交付はできませんので、取り扱いにご注意ください。（未使用が明らかで、汚損等による現物を持参した場合のみ再発行が可能です。）

【お問い合わせ先】

〒067-8674

江別市高砂町6番地

江別市役所健康福祉部障がい福祉課障がい福祉係

TEL：011-381-1031

FAX：011-381-1073